

市第83号議案関連説明資料 横浜市火災予防条例の一部改正について

1 改正理由
<p>(1) トンネルについては、国土交通省の省令等に基づき、消火や避難等の設備が設置されています【表1】。これまでも概要等については、事業者から任意の情報提供を受け、火災等の災害対策を講じていましたが、長大化することによってさらに消防活動が困難になることが予測されます。</p> <p>(2) 世界的にテロ行為が多発している中で、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」等の国際的なイベントの開催が控えていることや、長大なトンネル（1km以上のもの）の建設が複数予定【表2】されている本市の状況を踏えると、トンネル内における火災及びテロに伴う災害等の対策を強化する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">以上のことから、届出制を導入することにより、事業者との事前協議等により連携を一層強化し、利用者への安全対策に万全を期するため、条例の一部を改正します。</p>

【表1】設置施設等一覧

対 象	根拠法令等	主 な 設 備
道路トンネル	道路トンネル非常用施設設置基準 【国土交通省】	① 非常電話 ⑤ 無線通信補助設備 ② 火災検知器 ⑥ 音声再放送設備 ③ 消火栓 ⑦ 水噴霧設備 ④ 排煙設備 ⑧ 監視装置
鉄道トンネル	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 【国土交通省】	① 駅間連結送水管 ④ 無線通信補助設備 ② 避難誘導設備 ⑤ 排煙設備 ③ 空気呼吸器

2 改正概要
<p>現在、「指定洞道等(※)に通信ケーブル等を敷設する者」を対象に、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして、各種資料の提出を規定していますが、新たに「道路又は鉄道の用に供するトンネルを設置する者」を追加規定します。</p> <p>これにより、1km以上のトンネルを設置する場合や重要な変更を行う場合には、</p> <p>(1) トンネルの経路、出入口、換気口等の位置 (2) トンネルの内部に敷設され、又は設置されている主要な物件 (3) トンネル内部における火災に対する安全管理対策 の届出が必要となります。</p>

※ 通信ケーブル又は電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、共同溝

【表2】建設予定の長大なトンネル一覧

道 路	線 名	区 間	長 度	開 通 期	
道 路	1	横 浜 北 線	生麦 JCT～横浜港北 JCT	5.9km	平成 29 年 3 月
	2	横 浜 環 状 南 線	戸塚 IC～釜利谷 JCT	4.3km	平成 32 年度
	3	横 浜 湘 南 道 路	栄 IC・JCT～藤沢 IC	5.6km	平成 32 年度
	4	横 浜 環 状 北 西 線	横浜青葉 IC・JCT～横浜港北 JCT	3.92km	平成 33 年度
鉄 道	5	相 鉄 ・ J R 直 通 線	西 谷 駅 ～ 羽 沢 駅	1.5km	平成 31 年度
	6	相 鉄 ・ 東 急 直 通 線	羽 沢 駅 ～ 日 吉 駅	9.0km	平成 34 年度

3 施行予定期日
<p>平成 29 年 4 月 1 日</p> <p>ただし、既存の長大な鉄道トンネルについては経過措置を設け、平成 29 年 10 月 1 日適用</p>